

令和6年第6回那珂川町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年9月5日（木曜日）午前10時開議

- | | | | |
|--------|----------|---|--------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 放棄した債権の報告について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 那珂川町教育委員会教育長の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 那珂川町教育委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 那珂川町税条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 8 号 | 令和6年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 9 号 | 令和6年度那珂川町水道事業会計補正予算（第1号）の議決について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 10 号 | 令和6年度那珂川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議決について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 11 号 | 令和5年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 12 号 | 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について | (町長提出) |
| 日程第 15 | 認定第 1 号 | 令和5年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について | (町長提出) |
| 日程第 16 | 認定第 2 号 | 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の | |

			認定について	(町長提出)
日程第 17	認定第 3 号	令和 5 年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	(町長提出)	
日程第 18	認定第 4 号	令和 5 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	(町長提出)	
日程第 19	認定第 5 号	令和 5 年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	(町長提出)	
日程第 20	認定第 6 号	令和 5 年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	(町長提出)	
日程第 21	認定第 7 号	令和 5 年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	(町長提出)	
日程第 22	認定第 8 号	令和 5 年度那珂川町水道事業決算の認定について	(町長提出)	

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	神 場 圭 司	2 番	矢 後 紀 夫
3 番	高 野 泉	4 番	福 田 浩 二
5 番	大 金 清	6 番	川 俣 義 雅
7 番	益 子 純 恵	8 番	小 川 正 典
9 番	鈴 木 繁	10 番	大 金 市 美
11 番	川 上 要 一	12 番	小 川 洋 一
13 番	益 子 明 美		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福 島 泰 夫	副 町 長	小 松 重 隆
教 育 長	吉 成 伸 也	会 計 課 長 補 佐	佐 藤 康 隆

総務課長	笠井真一	企画財政課長	谷田克彦
税務課長	田角章	住民課長	金子洋子
生活環境課長	杉本篤	健康福祉課長	益子利枝
子育て支援課長	藤浪京子	建設課長	田邊康行
産業振興課長	熊田則昭	上下水道課長	加藤博行
農業委員会 事務局長	星善浩	学校教育課長	加藤啓子
生涯学習課長	星学		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	横山和則	書記	仲野谷智子
書記	奈良大輔		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎報告第 1 号の上程、報告

○議長（益子明美） 日程第 1、報告第 1 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆様、改めましておはようございます。

昨日、一昨日と 2 日間にわたりまして、一般質問におきまして貴重なご提言等賜りまして本当にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました報告第 1 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

1、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計

をはじめ全ての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなりました。

実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3か年の平均で表したものでありまして、令和5年度は7.5%となり、前年度から0.6ポイント低下いたしました。これは、水道事業会計に対する地方債の償還に係る繰出金の減額が主な要因であります。

次に、将来負担比率ですが、標準財政規模に対する地方債の償還額や職員の退職手当支給予定額等、将来負担しなければならない負債の比率でありまして、将来負担する額から財政調整基金や地域振興基金などを充当可能な財源として控除すると、将来負担額を充当可能財源等が上回るため、当該数値は該当なしとなりました。

続いて、2、資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模に対する資金不足額の比率を表したものでありまして、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計とも資金不足額は生じていないので、当該数値は該当なしとなりました。

令和5年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率は、ともに国の基準以下となりました。健全化法においては健全段階と判断されておりますが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（益子明美） 報告が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（益子明美） 日程第2、報告第2号 放棄した債権の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました報告第2号 放棄した債権の報告についてご説明いたします。

那珂川町債権管理条例第15条第1項の規定により債権を放棄いたしましたので、同条例第

16条の規定により議会に報告するものであります。

令和5年度中におけるケーブルテレビ利用料金につきまして、同条例第15条第1項第6号に該当するものとして6万800円、2人の債権を放棄しました。水道料金につきましては、同条例第15条第1項第4号に該当するものとして33万5,667円、17人の債権を放棄いたしました。また、同条例第15条第1項第6号に該当するものとして2万5,756円、4人の債権を放棄いたしました。

以上の23名に対しましては、町では同条例に基づき債権の徴収に向け適正な手続を継続してきたところですが、徴収には至りませんでした。町にとって債権は貴重な財源でありますので、徴収することを基本としつつ、今後とも債権の適正管理を努めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（益子明美） 報告が終わりました。

以上で報告第2号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第3、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項において、町長は市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております小祝邦之氏は、本年12月31日をもって、現在の任期が満了となりますが、継続して小祝邦之氏を推薦したいと存じます。

小祝邦之氏は平成31年1月1日から2期6年間、大変熱心にその職責を果たしてこれ、また、地域においても人望厚く、人格、識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦につ

いてご提案をいたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、川上弘之氏、大金美江氏、蓮見和恵氏、郡司広美氏、内田清美氏、佐藤明彦氏、小祝邦之氏の7名であります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第4、議案第2号 那珂川町教育委員会教育長の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第２号 那珂川町教育委員会教育長の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求められております。

現在ご尽力をいただいております教育委員会教育長の吉成伸也氏が、本年９月３０日をもって任期満了となります。

つきましては、教育委員会教育長の任命について、議案書に記載のとおり、引き続き吉成伸也氏にお願いしたいと考えておりますので、議会の同意を求めるものであります。

吉成氏は、既にご存じのとおり、那珂川町馬頭在住で、昭和６０年４月から馬頭町立大山田小学校、烏山町立烏山中学校に勤務され、平成１２年４月からは南那須教育センター、南那須教育事務所、塩谷南那須教育事務所において勤務されました。また、平成２５年４月から那須烏山市立荒川中学校、矢板市立片岡中学校の校長を歴任され、平成２９年４月からは塩谷南那須教育事務所長として学校教育の振興に尽力いただきました。

なお、当町教育委員会教育長には平成３１年４月２日に就任し、現在に至っております。人格、識見ともに優れ、学校教育にも精通しており、教育委員会教育長として適任者であり、ここに提案するものであります。

ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第２号 那珂川町教育委員会教育長の任命同意については、原案のとおり決すること

に異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第5、議案第3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、那珂川町教育委員会委員として町教育の振興にご尽力いただいております小幡絹代氏が、本年11月28日をもって任期満了となり、退任されることになりました。

小幡委員におかれましては、平成28年11月から8年間、町教育委員会委員として教育行政の発展のためにご尽力いただいたことに対し、この場をお借りいたしまして深く感謝と敬意を表する次第であります。

つきましては、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任として佐藤 寿氏を任命いたしたくお願いするものであります。

佐藤氏は那珂川町久那瀬在住で、36年間にわたり教職員として学校教育の振興に貢献された上、現在は栃木県総合教育センターで生涯学習相談員として、生涯学習の推進にもご尽力されている方であります。那珂川町教育委員会委員として、人格、識見ともに適任者であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、参考までに、現在の町教育委員は、渡邊芳枝氏、青木 崇氏、木村輝明氏と今回、任期満了となります小幡絹代氏の4名の委員であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第6、議案第4号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、まちづくり審議会の大学教授等の識見を有する者、鳥獣被害対策実施隊員の報酬及び費用弁償を新たに追加するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜ります

ようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明いたします。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります、まちづくり審議会の大学教授等の識見を有する者、鳥獣被害対策実施隊員の報酬及び費用弁償を新たに追加することに伴い、所要の改正を行うものがあります。

3、改正の内容であります、（1）まちづくり審議会の大学教授等の識見を有する者の報酬及び費用弁償についてですが、那珂川町まちづくり審議会条例に基づく識見を有する者のうち大学教授等の学識を有する者を委嘱するに当たり、その報酬額は他の審議会等の学識委員との均衡を図り、日額1万5,000円とし、費用弁償を那珂川町職員等の旅費に関する条例に規定する職員の旅費相当額とするものであります。

（2）鳥獣被害対策実施隊員の報酬及び費用弁償についてですが、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置するに当たり、その報酬額は国の通達に基づき年額2,000円とし、費用弁償は那珂川町職員等の旅費に関する条例に規定する職員の旅費相当額とするものであります。

4、施行期日は、公布の日からとなります。ただし、鳥獣被害対策実施隊員の報酬及び費用弁償については、令和7年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第7、議案第5号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、那珂川町税条例についても所要の改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 税務課長。

○税務課長（田角 章） 補足説明いたします。

議案書に添付してあります参考資料1、那珂川町税条例の一部を改正する条例の概要により説明いたします。

1の改正の理由であります、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、那珂川町税条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、3の改正の内容について、説明いたします。

第34条の7第1項及び附則第4条の2の改正は、公益信託に関する法律が公布されたこと

よるものです。

第56条は、私立学校法の一部改正による地方税法の改正に併せ、改正するものです。

4の施行期日は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日に施行となりますが、第56条の改正規定は令和7年4月1日から施行となります。

なお、参考資料2として新旧対照表を添付いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第8、議案第6号 那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例についても所要の改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 税務課長。

○税務課長（田角 章） 補足説明いたします。

議案書に添付してあります参考資料1、那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の概要により説明いたします。

1の改正の理由であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものです。

次に、改正の内容についてであります。今回の改正は、固定資産税の課税免除対象設備の取得期限を令和9年3月31日まで3年間延長するものです。

4の施行期日は、公布の日であります。適用は令和6年4月1日からとなります。

なお、参考資料2として新旧対照表を添付いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号～議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第9、議案第7号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決について、日程第10、議案第8号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第11、議案第9号 令和6年度那珂川町水道事業会計補正予算（第1号）の議決について、日程第12、議案第10号 令和6年度那珂川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議決について、以上4議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第7号から議案第10号 令和6年度那珂川町一般会計、介護保険特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、物価高騰対策として、住民税、所得税の定額減税に係る調整給付金の交付事業や水道基本料金免除事業などを計上するものであります。その補正額は2億1,100万円であり、補正後の予算総額は92億7,900万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は民生費で、所得税、住民税に係る定額減税調整給付事業費など1億2,371万7,000円を計上いたしました。

第2は衛生費で、水道基本料金免除事業に係る負担金や、16歳から64歳までの方を対象としたインフルエンザ予防接種事業で4,889万9,000円を計上しました。

第3は総務費で、国有林などの伐採に伴う立木売払い収入を馬頭地区部分林管理委員会に交付するものなど2,048万4,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は、国・県支出金、財産収入、繰入金のほか繰越金を充てることといたしました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、介護予防・生活支援サービス事業費、保健福祉事業費、支払基金過年度返納金に2,100万円を計上するもので、その財源は、国・県支出金、支払基金交付金及び繰入金のほか繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は19億7,100万円となりました。

次に、水道事業会計であります。今回の補正は、物価高騰に対する支援として、水道基本料金を免除する経費に60万円を計上するほか、原水設備費に200万円を計上するもので、その財源につきましては、一般会計負担金及び当年度純利益を充てることといたしました。

最後に、下水道事業会計であります。企業会計への移行に伴い、当初予算で計上した特例的収入及び支出について、前年度の未収金及び未払金の額が確定したことにより、その額を補正するものであります。

以上、一般会計、介護保険特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 一般会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は1億5,279万4,000円の増で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

16款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は138万5,000円の増で、農業委員会活動費20万円は、農地利用最適化交付金、環境保全型農業直接支払交付金118万5,000円は、有機農業等への取組に対する交付金。

3項1目総務費委託金の補正額は12万1,000円の増で、国勢調査費は、国勢調査の準備に係る交付金であります。

17款財産収入、2項1目不動産売却収入の補正額は1,941万7,000円の増で、国有林等の立木売却収入であります。

19款繰入金、1項8目森林環境整備基金の補正額は656万9,000円の増で、森林環境整備事業に係る繰入金であります。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,071万4,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は94万6,000円の増で、総務管理費は、児童手当制度の改正に伴う給与システム改修委託料のほか、年末調整等に係るシステムの導入に係るもの。

4目財産管理費の補正額は1,941万7,000円の増で、町有財産管理費は、国有林等の伐採に伴う立木売却収入を馬頭地区部分林管理委員会等へ交付するものであります。

6項1目基幹統計調査費の補正額は12万1,000円の増で、基幹統計調査費は、令和7年度に実施する国勢調査に係る準備経費であります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は1億2,244万5,000円の増で、低所得者支援及び定額減税調整給付金事業費は、定額減税による減税額が所得税、住民税額を上回っている場合にその差額を給付する事業で、会計年度任用職員1名の雇用に係る経費、通知の発送経費及び口座振込手数料のほか、2,839名分の給付金であります。

3目老人福祉費の補正額は127万2,000円の増で、介護予防費は、介護予防ケアプラン作成に係る業務委託料、介護保険特別会計繰出金は、介護予防・生活支援事業費等に係る繰出金であります。

9ページに続きます。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は429万9,000円の増で、感染症予防費は、町内に住所を有する16歳から64歳までの方を対象に、インフルエンザワクチンの接種費用について、1人当たり1,000円を助成する事業に係る経費であります。

4目環境衛生費の補正額は4,460万円の増で、簡易水道事業費は、水道基本料金免除に係る水道事業会計への負担金であります。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費は20万円の増で、農業委員会活動費は、地域計画策定に係る報償金。

3目農業振興費の補正額は158万1,000円の増で、農業振興諸費は、有機農業等への取組

に対する環境保全型農業直接支払交付金。

7 目中山間地域総合整備事業費の補正額は30万円の増で、中部中山間地域総合整備事業費は、労務単価の上昇に伴い、和見地区圃場整備事業に係る登記整理業務委託料を増額するものであります。

2 項 2 目林業振興費の補正額は656万9,000円の増で、森林環境整備事業費の補正額は、対象地区の追加に伴う森林管理集積計画策定業務委託料であります。

10ページに続きます。

6 款商工費、1 項 3 目観光費の補正額は500万円の増で、観光施設管理費は、老朽化に伴う観光施設トイレの解体工事に係るものであります。

7 款土木費、2 項 2 目道路維持費の補正額は100万円の増で、町道維持補修費は、道普請事業の申請件数増加に伴う原材料費。

5 項 1 目住宅管理費の補正額は94万6,000円の増で、町営住宅等管理費は、大宝地住宅の受水槽ポンプ更新工事に係るものであります。

9 款教育費、3 項 2 目教育振興費の補正額は30万円の増で、教育振興諸費は、中学校における部活動の地域移行に係る部活動支援コーディネーター報償金。

4 項 1 目社会教育総務費の補正額は100万円の増で、国際交流事業費は、青少年海外体験学習派遣事業において、燃油価格や為替の変動に伴い旅行代金が上昇したため、団体への追加補助を行うもの。

2 目公民館費の補正額は100万4,000円の増で、公民館活動費は、自治公民館の改修工事に係る補助金、小川公民館費は、物価高騰に伴い、変圧器交換工事を増額するものであります。

12ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

3 款国庫支出金、2 項 2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補

正額は50万円の増で、地域支援事業交付金の増額であります。

4 款支払基金交付金、1 項 2 目地域支援事業交付金の補正額は54万円の増で、地域支援事業交付金の増額であります。

5 款県支出金、2 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は25万円の増で、地域支援事業交付金の増額であります。

7 款繰入金、1 項 2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は25万円の増で、一般会計からの繰入金であります。

4 目保険料軽減事業繰入金の補正額は 2 万2,000円の増で、一般会計からの繰入金であります。

8 ページをご覧ください。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は1,943万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

3 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防生活・支援サービス事業費は200万円の増で、訪問型サービス、通所型サービスなどの委託料です。

4 款保健福祉事業費、1 項 1 目保健福祉事業費は17万円の増で、課税世帯へのおむつの扶助費の増を見込むものです。

8 款諸支出金、1 項 2 目償還金の補正額は1,883万円の増で、令和 5 年度分介護給付費及び地域支援事業費の精算に係る支払基金への返納金であります。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の 4 ページをご覧ください。

補正予算実施計画により申し上げます。

収益的収入及び支出の収入であります。1 款水道事業収益、1 項 1 目給水収益の補正額は4,400万円の減で、物価高騰対策として実施予定の水道基本料金免除に伴う水道使用料の減によるもの。

2 項 2 目他会計負担金の補正額は4,460万円の増で、水道基本料金免除に伴う一般会計からの繰入金であります。

その結果、水道事業収益の補正額は60万円の増となりました。

次に、支出であります、1款水道事業費用、1項4目総係費の補正額は60万円の増で、水道基本料免除に係る郵送料などの事務経費です。

続きまして、資本的収入及び支出の支出であります、1款水道事業支出、1項1目原水設備費の補正額は200万円の増で、西部浄水場取水ポンプの更新に係る経費であります。

水道事業支出のみ200万円増額となることによる収入の不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金により補填いたします。

5ページは、予定キャッシュ・フロー計算書ですので、ご覧いただきたいと思います。

以上で水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、下水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正は、当初予算書の第4条の2で定める特例的収入及び支出を改めるものであります。

令和6年3月31日に下水道、農業集落排水の両特別会計の打切り決算を行い、公営企業会計への移行後に、債権である未収金及び債務である未払金の額が確定したため、未収金123万5,000千円を368万6,000円に、未払金2,409万5,000円を2,400万7,000円に改めるものであります。

2ページ以降は附属資料となりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、那珂川町一般会計補正予算、那珂川町介護保険特別会計補正予算、那珂川町水道事業会計補正予算及び那珂川町下水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

9番、鈴木 繁議員。

○9番（鈴木 繁） 一般会計補正予算の10ページです。

まず1点が、商工費の件でお聞きしたいんですけども、観光費のところ、観光施設のトイレというご説明があったんですけども、これ聞き逃したかもしれないんですけども、もう一度、場所を教えてくださいんですけども。それが1件と、あと、その下の土木費です。原材料費で道普請というのは了解しましたけれども、多分何か所か申請があったの

で、補正したと思うんですけれども、何か所ぐらい申請があったか。この2点お聞きしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 1点目の観光費のトイレの解体について説明させていただきます。

当町には観光拠点のところに観光トイレを10か所程度整備しておりまして、そのうちの1か所、乾徳寺に設置されているトイレについて撤去する費用となります。

以上であります。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） 土木費の道路維持費の原材料費についてご説明いたします。

土木費、今回100万円の補正をさせていただいております。今回の補正につきましては、2件分の申請があるということで補正させていただきました。

以上でございます。

○議長（益子明美） 9番、鈴木 繁議員。

○9番（鈴木 繁） 乾徳寺さんのトイレということで、これは解体新築でいいんですよね。

先ほどの課長の説明では解体費用と聞いたんですけれども、解体して新しく建て直す認識してよろしいんですよね。確認です。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

乾徳寺にあるトイレなんですけど、2年前から使用はしておりませんで、土地の所有者である乾徳寺のほうから土地を別な用途で使うというような申入れがありましたので、こちらは解体ということで考えております。新設は考えておりません。

近くの美術館にもトイレがございますので、今後はそちらを利用させていただくということで考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 一般会計の農業予算なんですけれども、9ページです。158万1,000円、先ほど有機農業の補助金で環境整備ということと言われたんですけれども、具体的には、この環境整備とはどのようなことをやったんでしょうか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらは、有機農業チャレンジクラブ若あゆが有機農業に取り組んでいただいております。こちらの取り組み面積については、新年度になりまして把握するということから、今回の補正に上げさせていただきました。

取り組み内容ということですが、有機農業を推進するということで、対象となる野菜がございまして、そちらを生産し、消費していただくような、そういった取組をしていただいている団体になります。

以上であります。

○議長（益子明美） 12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 初年度といいますけれども、この有機農業に対しては、申請は1件だけですか。県のほうから110万から出ていますよね、申請をすれば、補助金が出るんでしょうか。具体的に何を買ったとか、何を売ったとか、法人ですからその取組に対して、機械を買うとか物を買うとかじゃなくて、経営に対しての補助ですね。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

有機農業チャレンジクラブ若あゆについては、代表者の方はいらっしゃるんですが、そのほかに10人、全部で11名の方が有機農業に取り組んでいただいております。

交付金の内訳なんですけど、新年度になりましてから取り組み面積については把握することになるんですけど、10アール当たり1万2,000円ということで、こちらの交付金が交付されるということになっております。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 今の小川議員の質問に関連してなんですけれども、この有機農業に対する補助というのは今までもあったんでしょうか。それとも初めてんでしょうか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） こちらについては以前からある制度でして、正式名称は環境保全型農業施設支払交付金事業というものになります。

以上であります。

○議長（益子明美） 6 番、川俣義雅議員。

○6 番（川俣義雅） その事業について、小川議員からも申請をすれば補助金出るのかという質問がありましたけれども、どういうことを補助金の基準にしているのか、教えていただければと思います。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどもご説明させていただいたように、有機農業に取り組む、有機農業チャレンジクラブ若あゆは11人から成るグループになるんですが、有機農業に以前から取り組んでいただいております、そちらに交付金を従前から交付していると。内容につきましては、先ほども言いましたように、有機農業に指定された野菜がございまして、そちらを生産している、その生産面積に応じて交付される内容になっております。

以上であります。

○議長（益子明美） 6 番、川俣義雅議員。

○6 番（川俣義雅） ですから、有機農業に取り組んでいる方というのはもっとたくさんいると思うんですけれども、有機農業に取り組めば補助金が出るのか、出ないのか、そこを聞きたいんです。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

確認して後ほどご回答させていただきます。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

5 番、大金 清議員。

○5 番（大金 清） 一般会計の補正予算の中の9ページです。森林環境整備事業の内容について、追加という説明を聞いたものですから、新規じゃなくて追加になるのか、内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらは、令和6年度に意向調査を行いまして追加となります。地区は健武地区で、以前からこの事業については実施をしているんですが、管理ができないといった里山林を対象に行っている事業で、主に下草の刈りであるとか伐採、そういった整備になります。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

なお、討論に当たっては会計名をお示してください。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第7号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 令和6年度那珂川町水道事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和6年度那珂川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第13、議案第11号 令和5年度那珂川水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第11号 令和5年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度水道事業の未処分利益剰余金について、建設改良積立金へ積み立てることに伴い、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

別紙の令和5年度那珂川町水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

一番右の列であります、令和5年度末の未処分利益剰余金の金額は4,700万1,426円です。このうち、議会の議決による処分数額は4,700万1,426円であり、全額、建設改良積立金へ積立するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 令和5年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第14、議案第12号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第12号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証等が発行されなくなることに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長（益子明美） 再開します。

産業振興課長より答弁がありますので、発言を許可します。

産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 先ほどの議案第7号 一般会計補正予算、川俣義雅議員の質問に対してのお答えをさせていただきます。

補助対象となる方ですが、有機農業を営んでいる方で2名以上の団体が対象になりまして、そのほかにも諸条件が細かくございます。

以上であります。

◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（益子明美） 日程第15、認定第1号 令和5年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第2号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第3号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第4号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第5号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第6号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第7号 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第8号 令和5年度那珂川町下水道事業決算の認定について、以上8議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました認定第1号から認定第8号、令和5年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに下水道事業会計の決算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

私は町政運営に当たり、この町をもっと明るく、もっと元気にしたいという思いで、1つ目「町民が働く喜びを実感できる町に」、2つ目「わが子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」、3つ目「年老いても安心で、充実した生活が実感できる町に」を基本目標として、この町に住んでよかったと心から思ってもらえるような魅力あるまちづくりを目指し、鋭意取り組んでいるところであります。

さて、国の経済の先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。しかしながら、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、中東地域を巡る情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされています。

那珂川町においては、長期化していた新型コロナウイルス感染症の感染拡大も一定程度終息し、また、令和5年5月には5類感染症に移行したこともあり、人の流れや経済活動はコロナ禍前に戻りつつありますが、予断を許さない状況にあります。また、エネルギーや食料

品等の物価高騰の影響は町民生活に多大な影響を及ぼしております。

このような状況の中、令和5年度についても、第2次那珂川町総合振興計画に基づき、「人・もの・自然が融和し みんなで手を取り合い 元気を生み出すまち」の基本理念を町の将来像として、町で生活する全ての人の協働により元気な町をつくることを目指し、事業の平準化に努めるとともに、必要性、緊急性、費用対効果を検証し、創意工夫と柔軟な発想を持ち、各種施策を推進してまいりました。

特に、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策としては、ワクチン接種による感染拡大の防止に努めたほか、地方創生臨時交付金事業を活用し、低所得者や子育て世帯、中小企業、個人事業主への支援、感染予防に関する衛生環境の整備などの事業を実施してまいりました。

これまでの各種事務事業の執行に際しましては、議会をはじめ町民の皆様のご理解、また、各般にわたり、国・県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

続きまして、令和5年度の主な事業について申し上げます。

まず、まちづくりの基本目標である「快適に暮らせるまちをつくる」の都市基盤の整備のうち、道路の整備では、引き続き町道薬利後沢線、上郷須賀川線など8路線を整備するとともに、町内全域の道路照明LED化工事を実施したほか、橋梁の長寿命化対策として、下坪橋ほか2橋の橋梁修繕及び橋梁点検等を実施いたしました。

生活基盤の整備のうち、消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、馬頭室町地区及び田町地区の消防ポンプ自動車を更新するとともに、地区防災計画策定の支援を実施いたしました。

「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の医療・保健の充実では、自分の健康は自分で守るという意識の高揚と、町民の健康水準の向上を図るため、健康づくり事業において、屋内水泳場を活用した那珂よし健康ポイント事業を実施したほか、疾病予防対策事業を拡充するとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種事業を実施いたしました。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、住み慣れた地域で安心して生活できるよう相談支援体制を強化し、関係機関との連携や各種サービスの充実を図りました。地域づくり支援事業においては、不登校やひきこもりの方たちの居場所づくりや、家族支援、就労に向けた支援を実施いたしました。

また、独り暮らし高齢者等の緊急通報システム設置事業のほか、高齢者の生きがいくくり

や要援護高齢者対策の各種事業を実施いたしました。

児童福祉・子育て支援の充実では、認定こども園2園、放課後児童クラブ2か所、子育て支援センターの運営、子育て世代の経済的負担の軽減と希望をかなえるための子育て支援住宅の運営事業のほか、病児保育事業や子育て短期支援事業が利用できるように関係機関との連携を図り、子育てに優しい環境の整備に努めるとともに、児童虐待防止対策の強化に取り組みました。

また、妊娠・出産から子育てにかけての切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業として、妊産婦への支援、乳幼児の健診、発達障害児支援事業、各種相談事業、情報提供等を実施いたしました。

「人を育むまちをつくる」の学校教育の充実では、小・中学校の授業でのICT支援事業を推進するとともに、施設整備事業においては、馬頭中学校の大規模改修工事や各小・中学校のスクールバス安全装置設置工事を実施いたしました。

また、物価高騰に直面する保護者の負担軽減を図るべく、小・中学校の給食費を半額免除する事業を実施いたしました。

スポーツ・レクリエーションの振興では、屋内水泳場の運営のほか、馬頭運動場屋外トイレ解体新築工事や総合体育館消火水槽更新工事を実施いたしました。また、第2回なかがわ清流マラソンを実施し、多くの方に参加いただきました。

「活力をおこすまちをつくる」の農林水産業の振興では、多面的機能支払交付事業、中山間地域等直接支払交付事業により農地の保全活動を支援するとともに、新規就農者や担い手の育成、支援事業を実施したほか、農業用燃油や資材等の価格高騰の影響を受けた農業者への支援として支援金を交付いたしました。

また、イノシシ肉加工施設運営事業や、里山の景観保全及び維持管理を行うためのとちぎの元気な森づくり事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業等を実施いたしました。

商工業の振興では、原油価格等の高騰により光熱費の負担が増大した町内の中小企業に対し、支援金を交付しました。

観光の振興では、観光協会等との連携により、道の駅や地域情報発信施設を中心に観光、地域情報のPRを引き続き実施したほか、観光プロモーション事業としてJR広告事業を実施いたしました。

「人と自然が共生するまちをつくる」では、住民の生活環境の改善を図るため、一般廃棄

物収集処理対策事業を実施したほか、那珂川町環境基本計画後期計画に基づき、環境のまちづくり事業を推進するとともに、生ごみ堆肥化事業を実施し、ごみの減量化と循環型社会の構築に取り組みました。

また、低炭素まちづくり推進設備等導入事業では、補助対象に電気自動車充電等設備を追加いたしました。

「ともに考え行動するまちをつくる」の行財政の健全化では、個人番号カード推進事業費で、マイナンバーカードの普及に努め、町民の利便性の向上を図りました。

「まちづくり重点プロジェクト」の「雇用の創出」推進プロジェクトでは、企業誘致活動の推進として、企業立地を促進するため、企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度のPRに取り組みました。

「結婚・出産・子育て」推進プロジェクトでは、産前産後サポート事業、産後ケア事業、妊産婦健診助成事業、育児パッケージの贈呈事業などを実施いたしました。

「新しいひとの流れ創出」推進プロジェクトでは、町の振興のため、地域おこし協力隊事業を実施し、町の魅力の再発見と県内外に向けた誘客情報の発信を行うとともに、空き家の取得や改修に係る補助金の交付や移住定住促進モニターツアー事業を実施し、移住定住の促進を図りました。

「住めばみやこ」推進プロジェクトでは、ケーブルテレビ光化基本計画に基づき、ケーブルテレビを核とした安心・安全を提供する取組の推進を図るための各種事業を実施したほか、ケーブルテレビ光化整備工事を実施いたしました。

ここまで主な事業について申し上げましたが、各種事務事業につきましては、お配りしてあります主要施策の成果に詳しく記載されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計ですが、歳入の主なものは、第1は、地方交付税で37億3,005万6,000円、第2は、町税で19億6,490万3,342円、第3は、繰入金で13億5,253万7,579円、第4は、国庫支出金で8億1,897万932円、第5は、県支出金で5億8,315万8,190円、続いて、繰越金で5億3,873万2,991円であります。

次に、歳出の主なものは、第1は、民生費25億2,767万5,611円で、物価高騰対策として、低所得者世帯物価高騰支援給付金による非課税世帯への支援のほか、高齢者福祉、障害者福祉などの各種の社会福祉事業費や子育て環境を充実するための認定こども園費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものであります。

第2は、総務費18億2,487万683円で、地域公共交通対策事業のほか、ケーブルテレビ光化事業に伴うケーブルテレビ事業特別会計への繰出金、地域おこし協力隊事業、移住定住促進事業などの地域振興事業が主なものであります。

第3は、教育費12億7,635万6,754円で、馬頭中学校の大規模改修工事などの施設整備事業費のほか、馬頭運動場屋外トイレ解体新築工事など、学校教育や社会教育及び社会体育の振興に要した経費が主なものであります。

一般会計の決算の内容ですが、歳入総額105億1,899万7,492円、歳出総額94億5,468万9,765円で、歳入歳出差引額は10億6,430万7,727円であります。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額1,083万3,000円を控除すると、実質収支額は10億5,347万4,727円となりました。

なお、実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額として、3億円を財政調整基金に、3億円を減債基金に繰り入れたものであります。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計ですが、施設の適正な維持管理を行い、地上デジタル放送などの再放送サービスのほか、インターネット接続などの情報通信サービスを提供するとともに、自主放送、文字放送により積極的な行政情報等の提供に努めました。また、那珂川町ケーブルテレビ光化基本計画に基づき、ケーブルテレビを核とした安心・安全を提供する取組として、第1期ケーブルテレビ施設光化整備事業を推進しました。その決算の内容ですが、歳入総額13億8,838万2,798円、歳出総額13億7,126万627円で、歳入歳出差引額は1,712万2,171円となりました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計ですが、保険給付のほか、被保険者の健康の保持増進のため、各種健康診断などの保健事業を積極的に推進しました。その決算の内容ですが、歳入総額19億9,625万6,687円、歳出総額19億4,588万4,149円で、歳入歳出差引額は5,037万2,538円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計ですが、栃木県後期高齢者医療広域連合への納付金のほか、被保険者の健康の保持増進のため、各種健康診査などの保健事業を積極的に推進しました。その決算の内容ですが、歳入総額2億4,180万2,919円、歳出総額2億3,335万7,382円で、歳入歳出差引額は844万5,537円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計ですが、介護サービス給付、介護予防サービス給付のほか、介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業を行いました。その決算の内容ですが、歳入総額22億4,072万861円、歳出総額20億5,767万3,791円で、歳入歳出差引額は1

億8,304万7,070円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計ですが、公共用水域の水質保全と健康で快適な生活環境を形成するため、下水道施設の耐震補強工事や維持管理のほか、施設の老朽化対策を進めるためのストックマネジメント計画を策定いたしました。また、令和6年度からの企業会計移行に向けた準備を進め、年度末に特別会計を廃止しました。その決算の内容ですが、歳入総額2億8,381万4,145円、歳出総額2億4,566万2,600円で、歳入歳出差引額は3,815万1,545円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計ですが、農業用用水の水質保全と健康で快適な生活環境を形成するため、北向田地区と三輪地区の施設の適正な維持管理に努めました。また、令和6年度からの下水道事業企業会計移行に向けた準備を進め、年度末に特別会計を廃止しました。その決算の内容ですが、歳入総額7,413万7,409円、歳出総額6,059万9,225円で、歳入歳出差引額は1,353万8,184円となりました。

最後に、那珂川町水道事業ですが、安全な水道水を安定供給するとともに、送水管や配水管及びポンプ交換工事のほか、水道施設の更新工事などを実施いたしました。収益的収支につきましては、収益3億7,952万448円に対し、費用は3億3,251万9,022円で、純利益は4,700万1,426円となりました。

以上、那珂川町各会計決算の概要を申し上げましたが、これらの決算につきましては、監査委員から決算審査における意見書を頂いておりますので、併せてご報告いたします。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができるとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができると決定しました。

ただいま、議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議散会后、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集いたします。

◎休会について

○議長（益子明美）　ここで、本会議の休会についてお諮りいたします。

6日から17日までの12日間は、決算審査特別委員会及び休日のため、本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美）　異議なしと認めます。

よって、6日から17日までの12日間は本会議を休会とすることに決定しました。

6日から17日までの12日間は本会議を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（益子明美）　以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会　午前11時47分